

**豊後大野市老人福祉計画
及 び
第8期介護保険事業計画**

概要版

**令和 3 年 3 月
豊 後 大 野 市**

I 第8期計画の特徴と位置づけ

1) 背景と特徴

我が国は、平成 27(2015)年に、戦後のベビーブーム期に生まれた世代、いわゆる「団塊の世代」が前期高齢者（65～74 歳）に達し、急激に長寿化が進むとともに、認知症リスクの拡大が懸念されています。団塊の世代の人々が後期高齢者（75 歳以上）に達し、介護が必要な方が急増する 5 年後には、いわゆる 2025 年問題が待ち構えており、持続可能な介護保険制度の確立を模索していく必要があります。

本市においては、令和 2 年 6 月 1 日現在、高齢者数は 15,206 人で、高齢化率は 43.4%となっています。

本市が抱える高齢者に関わる様々な課題に向き合いながら、高齢者福祉施策のさらなる推進と介護保険制度の円滑な運営を推進していくため、豊後大野市老人福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画（以下「第 8 期計画」という。）を策定していく必要があります。

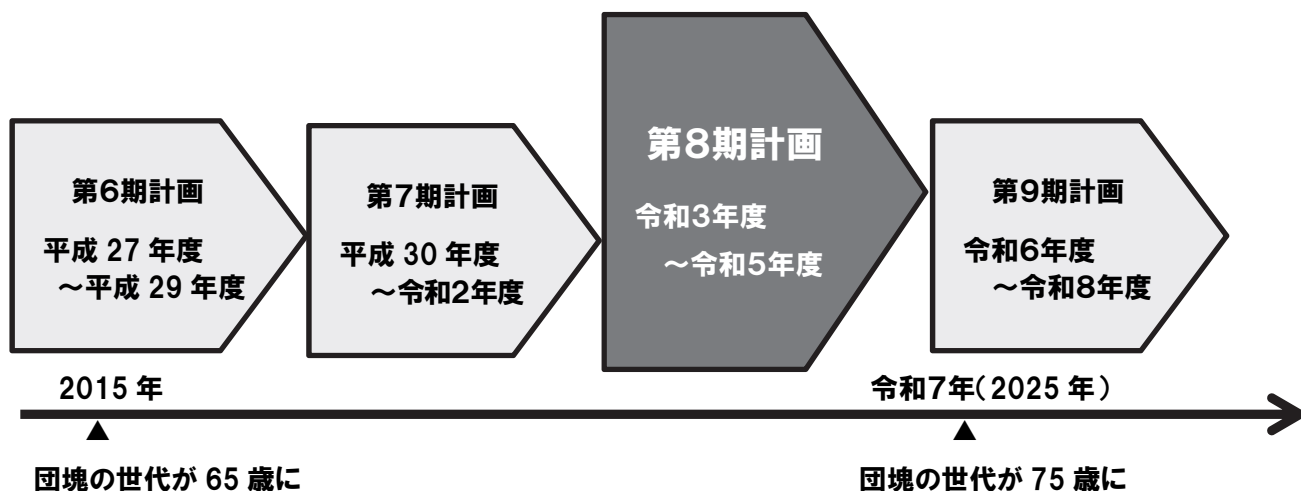
第8期計画の基本指針

- ① 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

2) 計画の期間

令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間を計画期間とします。

なお、地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けて、団塊の世代が 75 歳以上に達する令和 7(2025)年を見据えた計画としています。



3) 市民の意見の反映

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

高齢者の健康状態や日常生活の状況等について、要介護状態になるリスクを把握、分析することにより本計画策定のための基礎資料を得るとともに、介護予防事業に活用するための基礎データを得ることを目的に実施しました。

調査の概要

調査対象者	令和元年12月1日現在、在宅で生活する65歳以上高齢者 (要介護1～5の方を除く)
調査対象者数	12,236人
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和2年1月20日から令和2年2月17日

回収結果

調査対象者数	回収者数	回収率
12,236人	8,780人	71.8%

②計画策定に関する審議

本計画の策定にあたり、新たに「計画策定委員会」を設置するのではなく、「豊後大野市介護保険運営協議会」に審議を行っていただきました。

審議に際しては、令和2年7月27日、本市長が「豊後大野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定に関する事項」について、豊後大野市介護保険運営協議会に諮問を行いました。それを受け、被保険者、介護保険事業に関し見識を有する者、介護サービス事業者といった委員選出区分のもと、各所属する団体の見地や多様な視点から意見をいただきました。

審議の経過

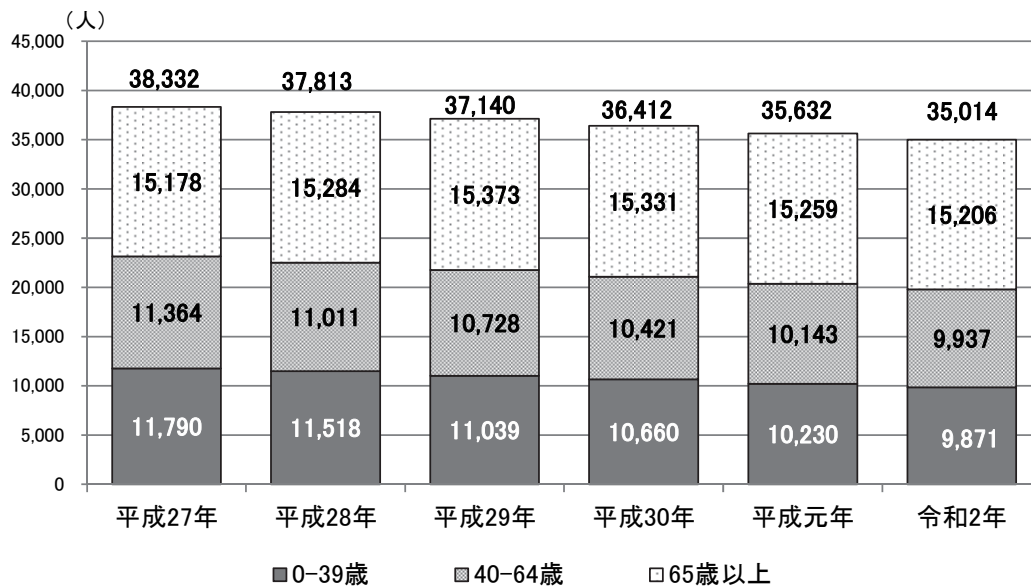
日時	内容
令和2年 8月27日	第1回策定委員会 ・第8期計画の基本指針について ・高齢者の状況、介護保険事業の状況について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からの課題等
令和2年11月11日	第2回策定委員会 ・第7期計画の実施状況と評価 ・第8期計画の骨子と重点施策等
令和2年12月23日	第3回策定委員会 ・計画（素案）の内容について
令和3年 1月27日	第4回策定委員会 ・計画（素案）の内容について（最終）
令和3年 2月 3日 ～2月17日	パブリックコメントの実施 ・市ホームページ、市高齢者福祉課、市各支所市民係

II 高齢者を取り巻く状況

1) 人口及び世帯の推移

本市の総人口は減少の一途をたどっており、65 歳以上にあたる高齢者人口も平成 29 年をピークに減少しています。令和 2 年 6 月 1 日の総人口は 35,014 人、高齢化率は 43.4%となっており、国、県よりも高齢化が進行している状況です。年齢 3 区分別人口の推移をみると、0～39 歳、40～64 歳はともに減少傾向にあります。

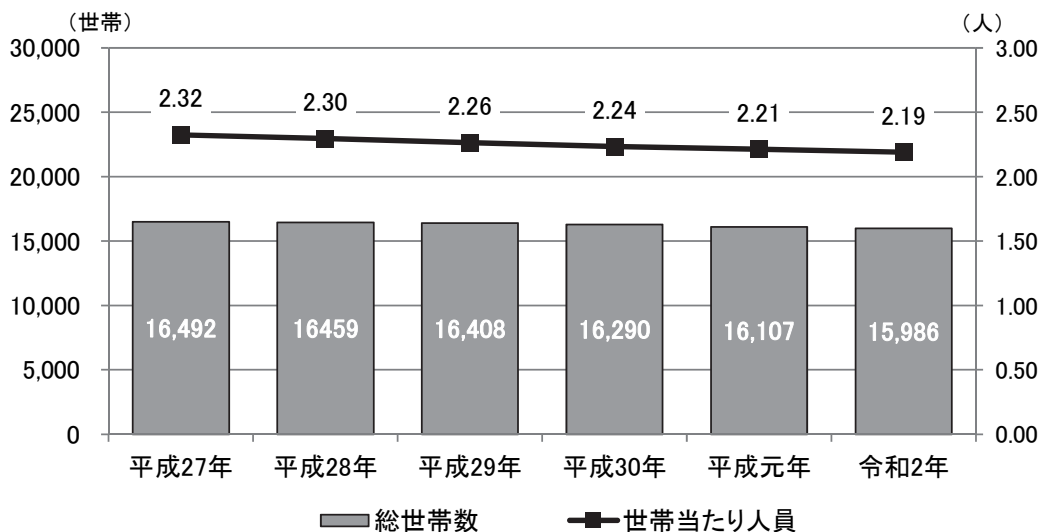
年齢 3 区分別人口の推移(住民基本台帳)



資料：住民基本台帳（各年 6 月 1 日現在）

総世帯数は平成 27 年から年々減少しており、令和 2 年は 15,986 世帯となっています。1 世帯当たりの人員も 2.32 人から 2.19 人に減少しています。

総世帯数と世帯当たり人員の推移



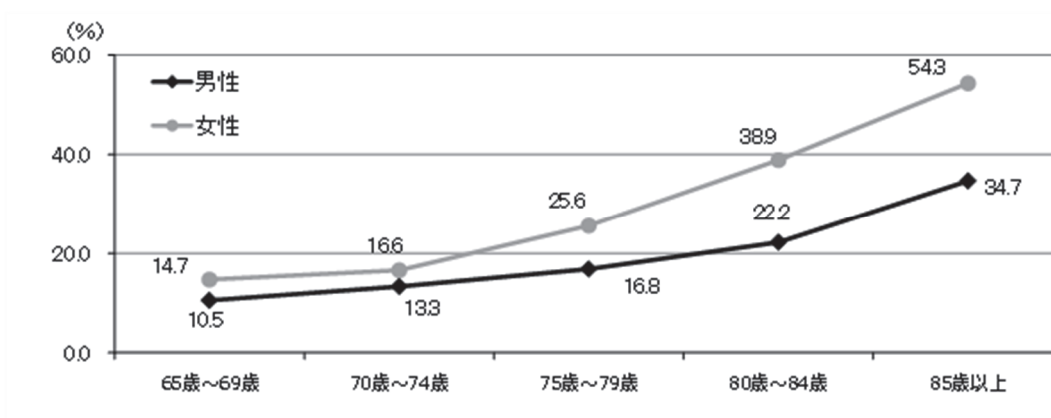
資料：住民基本台帳（各年 6 月 1 日現在）

2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からみた高齢者の状況

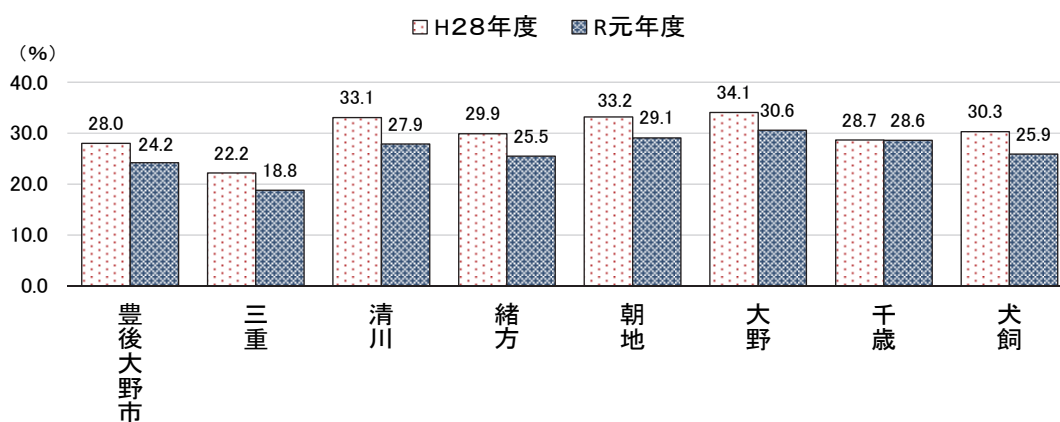
閉じこもりの状況をみると、外出頻度が週1回未満の高齢者は全体の24.2%で加齢に伴い増加しています。80歳以上の女性が特に多く、85歳以上の女性では半数が閉じこもりのリスク者となっています。前回調査と比べると、閉じこもりリスクのある高齢者は全体で3.8ポイント低くなっており、各地区も低くなっています。

社会参加・地域交流について、各種グループへの参加状況を前回調査と比べると、「学習・教養サークル」以外は参加している割合が増えています。

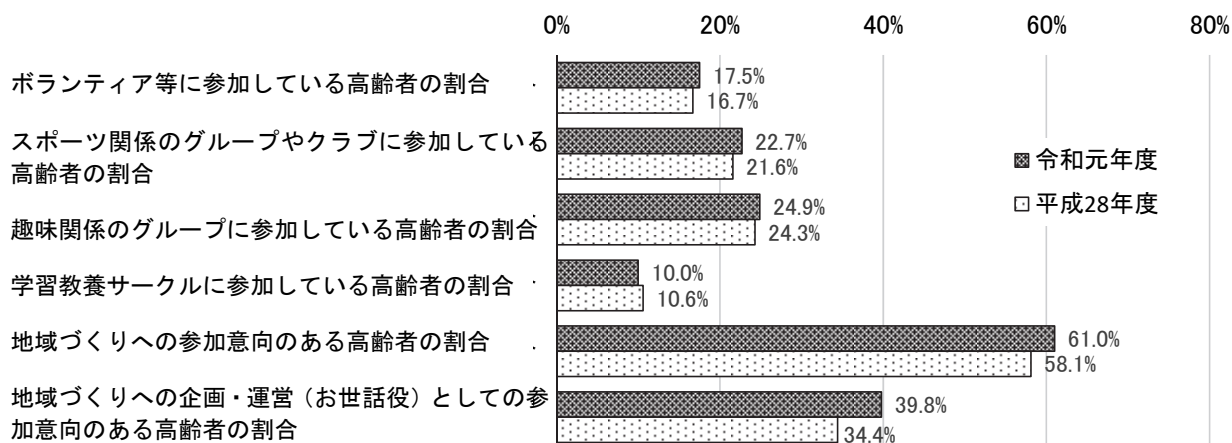
性別・年齢別閉じこもりリスクのある高齢者の推移



地区別閉じこもりリスクのある高齢者



社会参加・地域交流の状況



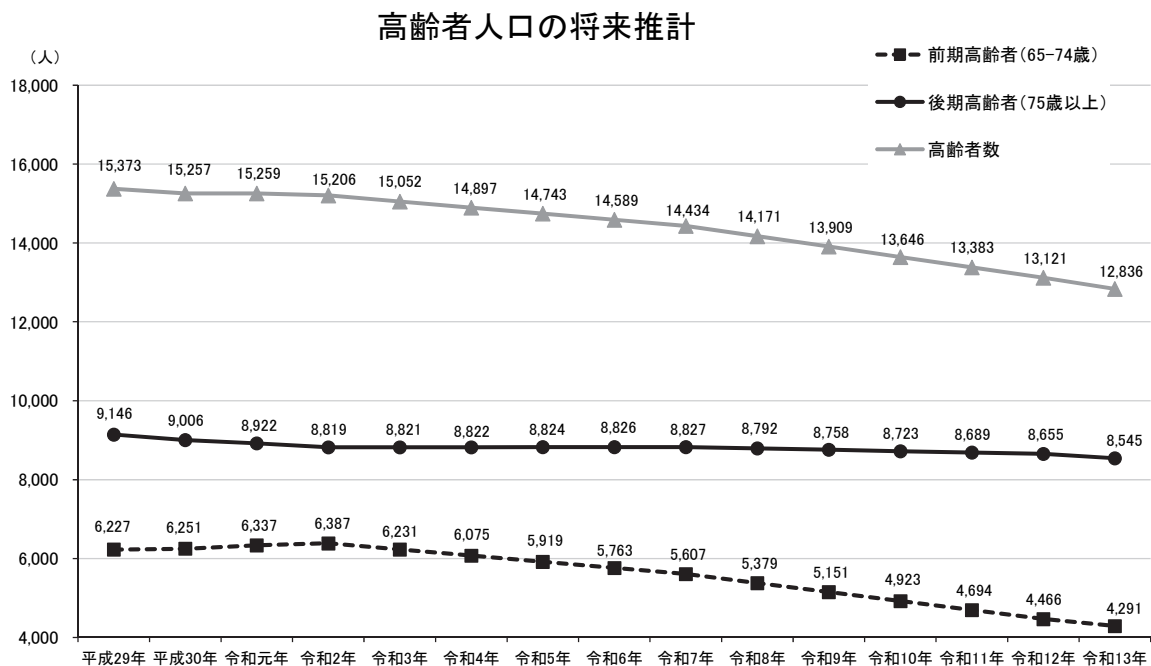
Ⅲ 高齢者の姿と今後の方向性

1) 高齢者人口推計、第1号被保険者の認定者及び認定率の推計

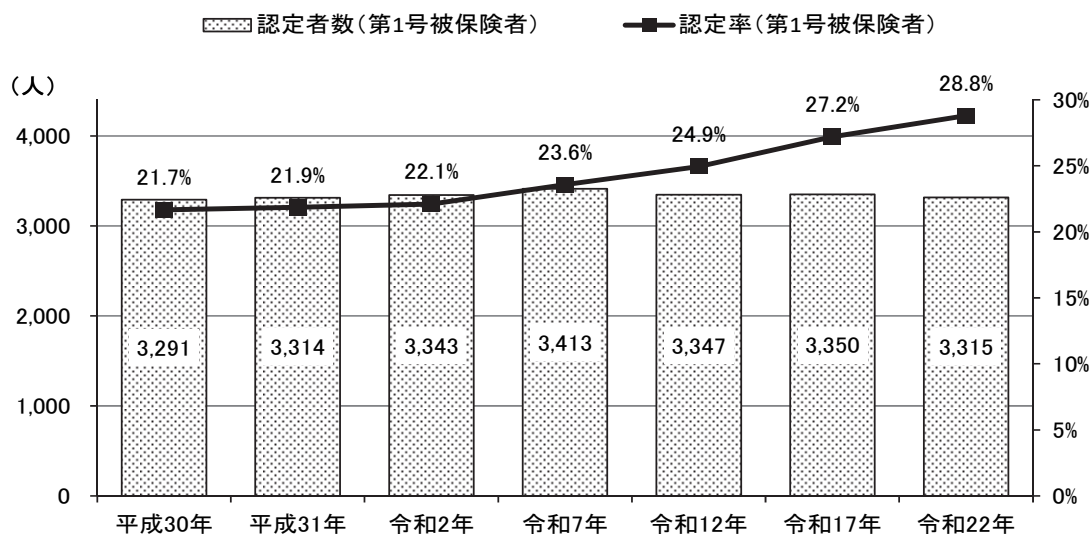
65歳以上の高齢者人口は、令和2年6月1日現在、15,206人となっています。

前期高齢者人口は、令和2年6月1日現在、6,387人となっていますが、令和3(2021)年から減少していくと推計されます。

後期高齢者人口は、令和2年6月1日現在、8,819人となっており、年々減少してきた状況ですが、団塊の世代が後期高齢者となる令和4(2022)年を境に変化がなくなると推計されます。



第1号被保険者の認定者数及び認定率の推計



2) 第8期計画の基本理念

第8期計画の基本理念は、第7期計画を引き継ぎ、「人が人として尊厳を持ち、健康で生きがいを感じながら、地域で支え合い、認知症や要介護の状態になっても、安心して暮らすことができるまちを目指します」とします。

「人が人として尊厳を持ち、健康で生きがいを感じながら、
地域で支え合い、認知症や要介護の状態になっても、
安心して暮らすことができるまちを目指します」

IV 地域包括ケアシステムの深化と推進に向けて必要な取組

1) 施策の体系

1. 高齢者の地域・社会活動、学習活動、就業活動等への参加促進

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①自主的な地域住民福祉活動の推進 | ②コミュニティカフェの充実 |
| ③元気になる体操教室の拡充 | ④いきいきサロン等への参加支援 |
| ⑤地域との連携 | ⑥健康づくりの推進 |
| ⑦講座等の開催及び支援 | ⑧老人クラブへの助成 |
| ⑨ボランティアの育成・支援 | ⑩高齢者の就業促進 |

2. 高齢者の安全・安心な暮らしの確保

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ①防災知識の普及・啓発 | ②自主防災組織の充実 |
| ③防災訓練の実施 | ④避難行動要支援者の居住地や連絡先等の把握 |
| ⑤交通安全の普及・啓発 | ⑥消費者被害防止のための啓発 |
| ⑦成年後見制度利用支援事業の推進 | ⑧高齢者虐待防止への取組 |
| ⑨緊急通報装置サービス事業の推進 | ⑩安否確認の充実 |
| ⑪感染症対策の推進 | |

3. 高齢者の快適な住まい環境の整備

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ①住宅改造に対する助成への適正実施 | ②低所得高齢者等住まい・生活支援事業の推進 |
| ③生活支援ハウス入居事業の取組 | ④養護老人ホーム入所措置の取組 |

4. 高齢者の自立支援・重度化防止等に資する施策の推進

①. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 訪問型サービス、通所型サービスの展開 | 2. その他の生活支援サービスの展開 |
| 3. 介護予防ケアマネジメントの展開 | 4. 一般介護予防事業の展開 |

②. 認知症高齢者施策の充実

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| (1) 普及啓発・本人発進支援 | |
| ①認知症サポーター養成講座の実施 | ②認知症サポーターキャラバン・メイトとの連携 |
| ③市民に対する普及啓発活動 | ④本人ミーティングの実施 |
| (2) 予防 | |
| ①認知症カフェ等の通いの場の拡充 | ②相談支援体制の強化 |
| (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 | |
| ①認知症初期集中支援チーム員の活動推進 | ②認知症ケアパスの普及 |
| ③医療との連携推進 | ④認知症家族会への支援 |

- (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ①認知症徘徊高齢者等SOSネットワーク事業（豊後大野市あんしんネットワーク）の推進
 - ②徘徊高齢者等位置情報提供サービスの活用
 - ③認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の推進
 - ④若年性認知症カフェの設置
 - ⑤認知症状の人を支える活動の場づくり（チームオレンジ）
 - ⑥成年後見制度の利用促進

③. 医療・介護連携の推進

- (1) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の強化
 - ①現状分析・課題抽出・施策立案
 - ②対応策の実施
 - ③対応策の評価・改善
- (2) 具体的な対応策の実施
 - ①日常の療養支援
 - ②入退院支援
 - ③急変時の対応
 - ④看取り

④. 生活支援体制の整備、推進

- (1) 生活支援体制整備事業の推進
 - ①生活支援コーディネーターの配置と活動
 - ②協議体の設置と活動
 - ③生活支援体制重点施策の取組
- (2) 一般高齢者福祉施策の中で実施する生活支援サービスの継続
 - ①移動しやすい交通機関の確保
 - ②総合的な福祉相談、情報の提供
 - ③配食サービスの推進
 - ④はり、きゅう施設利用助成金事業の推進
 - ⑤敬老祝品支給事業の推進
 - ⑥居宅介護用品券交付事業の推進
 - ⑦移動訪問販売への協力

⑤. 地域ケア会議の推進

- ①個別の事例検討の場としてのあり方
- ②地域課題検討の場としてのあり方

⑥. 地域包括支援センターの強化

- (1) 地域包括支援センターの体制整備
 - ①センターの設置・役割
 - ②センターの体制
- (2) センターの機能強化
 - ①総合相談支援
 - ②権利擁護
 - ③包括的・継続的ケアマネジメント
 - ④介護予防ケアマネジメント
 - ⑤センターの役割
 - ⑥地域包括支援センター運営協議会の設置
 - ⑦職員の資質の向上

5. 介護サービス基盤の充実・介護人材の確保と資質の向上

- (1) 介護サービス基盤の充実
 - ①施設サービスの整備
 - ②居宅サービスの整備
 - ③地域密着型サービスの整備
 - ④有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の整備
- (2) 介護人材の確保と質の向上
 - ①市職員等の資質の向上
 - ②介護職員等の確保と資質の向上
 - ③介護支援専門員の資質の向上
 - ④介護予防及び生活支援ボランティアの育成、支援
 - ⑤家族等介護者への支援
 - ⑥公平公正な要介護認定の充実
 - ⑦業務の効率化・質の向上

6. 地域共生社会の推進

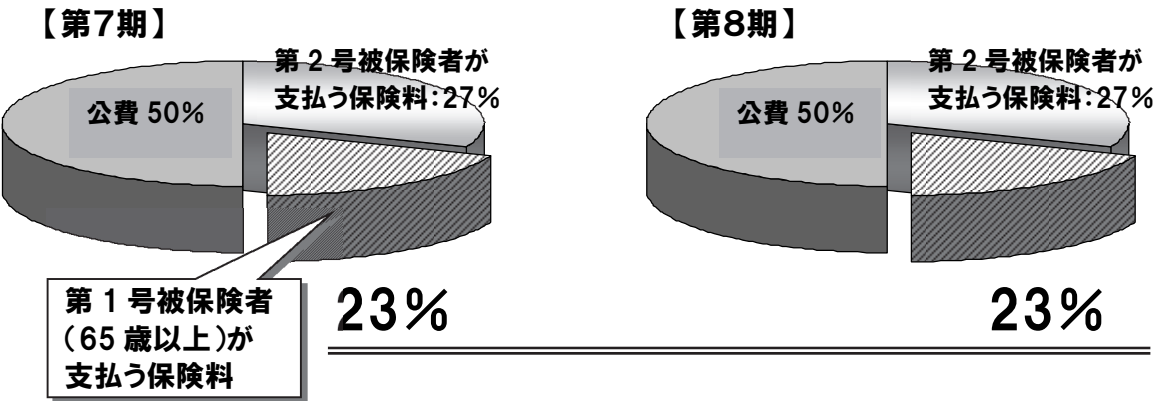
地域福祉やまちづくりと一体的な推進方策をとり、関係機関と連携をとりながら推進を図ります。

V 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出

1) 保険料算出における変更点等

①第1号被保険者の負担割合

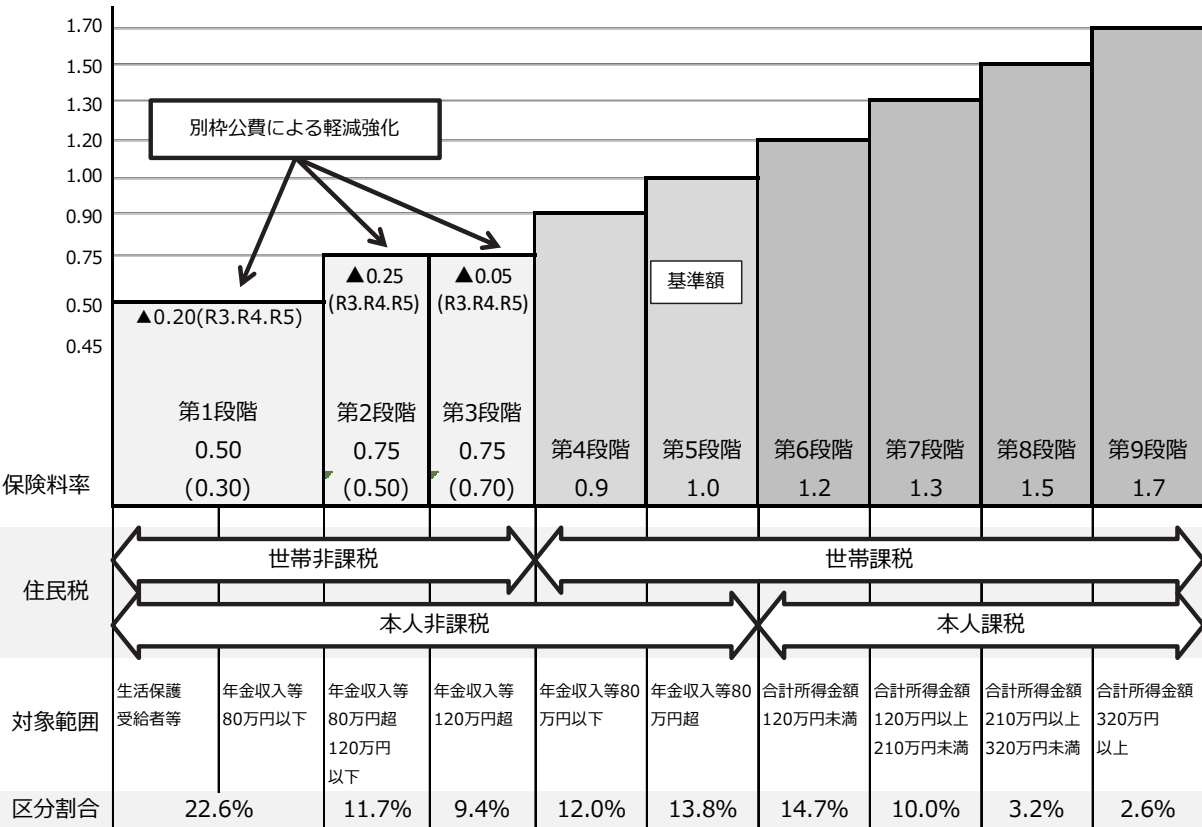
第1号被保険者（65歳以上の市民）の負担割合は、第7期と同様、23%で変わりません。それにより、第2号被保険者（40歳～64歳）は27%となります。残りの50%を国(25%)、県(12.5%)、市(12.5%)で負担します。



②所得段階別保険料率

第1号被保険者の保険料は、所得により、第1段階から第9段階まで分かれています。「保険料基準額」とされる額は、第5段階となります。

第8期計画



※第1～3段階については、別枠公費による軽減強化の見込み

2) 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料係数

第8期の標準給付見込額は、3年間で約187億円と推計されます。

第1号被保険者の保険料は、基準額(第5段階)が6,250円となります。

(単位：人、千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計
標準給付費見込額 (A)	6,216,536	6,235,641	6,248,914	18,701,091
地域支援事業費 (B)	279,800	279,800	279,800	839,400
第1号被保険者負担分相当額 (D = (A + B) × 23%)	1,494,157	1,498,551	1,501,604	4,494,313
調整交付金相当額 (E)	318,060	319,016	319,679	956,757
調整交付金見込交付割合 (F)	11.36%	11.10%	10.82%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.7903	0.8029	0.8150	
後期高齢者加入割合補正係数 (要介護等発生率による重み付け)	0.8062	0.8183	0.8298	
後期高齢者加入割合補正係数 (1人あたり給付費による重み付け)	0.7744	0.7875	0.8002	
所得段階別加入割合補正係数	0.9154	0.9151	0.9164	
調整交付金見込額 (G)	722,634	708,216	691,787	2,122,637
財政安定化基金見込額 (H)	0	0	0	0
財政安定化基金償還金 (I)	0	0	0	0
準備基金取崩額 (J)				331,620
審査支払手数料差引額 (K)	0	0	0	0
市町村特別給付費等 (L)	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額 (M)				0
市町村相互財政安定化事業交付額 (N)				0
保険料収納必要額 (O = D + E - G + H + I - J + K + L + M - N)				2,996,813
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	13,735	13,619	13,500	40,855
予定保険料収納率 (P)				97.80%

※千円単位で四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

(2) 第1号被保険者の介護保険料基準額

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計
介護保険料基準額 (年額) (Q = O ÷ C ÷ P)				75,000
介護保険料基準額 (月額) (R = Q ÷ 12)				6,250



(3) 段階別第1号被保険者の介護保険料

本市の第1号被保険者の介護保険料基準額の算定に伴い、所得段階別の月額・年額の介護保険料を次のように設定しました。

(単位：円)

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階 ※	○生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50 (0.30)	3,125 (1,875)	37,500 (22,500)
第2段階 ※	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.75 (0.50)	4,688 (3,125)	56,250 (37,500)
第3段階 ※	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	0.75 (0.70)	4,688 (4,375)	56,250 (52,500)
第4段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	5,625	67,500
第5段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	1.00	6,250	75,000
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,500	90,000
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	8,125	97,500
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	9,375	112,500
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	1.70	10,625	127,500

※第1～3段階については、別枠公費による軽減強化の見込み

VI 介護給付の適正化への取組

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に供給するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

- (1) 要介護認定の適正化
- (2) ケアプランの点検(居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の適正化)
- (3) 住宅改修等の点検
- (4) 縦覧点検・医療情報との突合

豊後大野市老人福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画
概 要 版

令和 3 年 3 月

発行 豊後大野市

編集 高齢者福祉課

〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200 番地

TEL 0974-22-1001
